

財務省第4入札等監視委員会 令和3年度第4回定例会議議事概要

開催日及び場所	会議の開催を中止し、審議書類の回覧をもって会議の代替とした。 審議書類の回覧終了日:令和4年7月12日(火)		
委員	委員長 末松 栄一郎(埼玉大学大学院人文社会科学研究科 教授) 委員 大澤 一司(アーク法律事務所 弁護士) 委員 小山 彰(小山公認会計士事務所 公認会計士)		
審議対象期間	令和4年1月1日(土) ~ 令和4年3月31日(木)		
抽出案件	4件	(契約の概要)	(備考)
競争入札 (公共工事)	1件	契約件名 : (R3)国有崖地調査業務(東京都あきるの市) 契約相手方 : 株式会社オオバ (法人番号 9013201001170) 契約金額 : 4,785,000円 契約締結日 : 令和4年2月2日 担当部局 : 関東財務局	【案件1】
競争入札 (物品役務等)	3件	契約件名 : 国有建物内廃棄物処理業務(東京都文京区) 契約相手方 : 株式会社フォレスト (法人番号 5011801015924) 契約金額 : 862,169円 契約締結日 : 令和4年1月20日 担当部局 : 関東財務局	【案件2】
		契約件名 : 樹木伐採等業務(埼玉県朝霞市) 契約相手方 : 株式会社五嶋造園 (法人番号 7012801009922) 契約金額 : 4,180,000円 契約締結日 : 令和4年2月9日 担当部局 : 関東財務局	【案件3】
		契約件名 : 評価報告書の作成業務 デロイトトーマツファイナンシャル 契約相手方 : アドバイザリー合同会社 (法人番号 3010001076738) 契約金額 : 16,500,000円 契約締結日 : 令和4年1月13日 担当部局 : 関東信越国税局	【案件4】
うち応札(応募) 業者数1者関連	3件	<ul style="list-style-type: none"> ・(R3)国有崖地調査業務(東京都あきるの市) ・国有建物内廃棄物処理業務(東京都文京区) ・評価報告書の作成業務 	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	以下のとおり		
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし		

委員からの意見・質問	回答
<p>【案件1】 (R3)国有崖地調査業務(東京都あきるの市)</p> <p>1者のみが入札に参加した理由は何か。対応業者が限られる仕様なのではないか。</p> <p>入札参加資格として、複数の業種区分を求めている理由は。</p> <p>落札率が高いことをどのように考えているか。予定価格はどのように算出したのか。予定価格が低かったということとは考えられないか。</p> <p>複数者が入札できるようにするための今後の改善策はあるか。</p>	<p>競争性を確保するため、入札参加資格等級を拡大したものの、本件の業務内容が、測量、建設コンサルタントなど工事に関する幅広い専門的知見や遂行能力を必要としたため1者のみが入札になったものとする。競争参加資格を満たす業者は複数おり、対応業者を限定する仕様ではなかったと考える。</p> <p>複数の業種区分に該当する業務内容となっていたためである。</p> <p>予定価格は、業者見積のほか、公表資料を用いて積算しており、適切なものであったと考える。 落札業者の積算精度が高かったことや、結果として1者のみが入札となったことにより高い落札率になったものとする。</p> <p>入札参加資格のある業者に対して声掛けを行うことを検討したい。</p>
<p>【案件2】 国有建物内廃棄物処理業務(東京都文京区)</p> <p>1者のみが入札に参加した理由は何か。対応業者が限られる仕様なのではないか。</p> <p>複数者が入札できるようにするための今後の改善策はあるか。</p>	<p>本件業務場所は、他の業者が建物解体している工事中の現場であったため、入札を敬遠した業者がいたのではないかと考える。なお、本件業務の仕様は、産業廃棄物処理業者であれば十分実施可能であり、対応業者を限定するものではないと考える。</p> <p>入札参加資格のある業者に対して声掛けを行うことを検討したい。</p>
<p>【案件3】 樹木伐採等業務(埼玉県朝霞市)</p> <p>入札参加資格を「造園工事」としたことが、対応業者を限定していたのではないか。</p> <p>落札率が低い。予定価格が高かったのではないか。</p> <p>業務の遂行に問題はなかったか。</p>	<p>樹木の伐採及び草刈は、造園工事に含まれることから、入札参加資格を「造園工事」としたものである。他に樹木の伐採及び草刈りを実施できる業種区分は無く、入札参加資格は、対応業者を限定するものではなかったと考える。</p> <p>予定価格は、適正な価格となるよう、業者の見積りなどに基づいて算定した。落札率は、競争が働いた結果、低くなったものと考えている。</p> <p>業務は、当局が定めた仕様のとおり遂行されており、問題は生じなかった。</p>

委員からの意見・質問	回答
<p>【案件4】 評価報告書の作成業務</p> <p>1者のみが入札に参加した理由は何か。対応業者が限られる仕様なのではないか。</p> <p>複数者が入札できるようにするための今後の改善策はあるか。</p>	<p>本件業務は出資持分の価値を算定するものであり、評価決定に至る詳細な経緯及び理由が必要なことから、高度な資格と業務実績を含めた資格要件に該当することを求めた。対応業者は限られるものの、当局が求める成果物を作成させるためには必要な要件であったと考える。</p> <p>評価報告書の作成期間に余裕を持たせるほか、入札公告期間を長くすることや、入札参加資格のある業者に対して声掛けを行うことを今後検討したい。</p>